

【用語】仕法—しかた、方法 弁—用意すること 手当—準備すること
と 飽賄—そまつな食事 直安—安値 弁理—わきまえて処理すること
と 専一—第一 自然—万一 勝手次第—思うまま 諸色—物価、い
ろいろな品物 火方・郷目附—前橋藩の役職、防火・治安などの取締
り役 郷宿—城下町にある百姓宿

【解説】城下町前橋は、明和四年（一七六七）閏九月、藩主松平朝矩の
川越移城で衰退していたが、幕末の横浜開港による生糸貿易の隆盛と、
慶応三年（一八六七）三月の松平直克なぶかつの帰城によつて再び活況を呈して
きた。

この文書は、藩主帰城後の同年七月、藩役所から前橋城下の町宿六
軒へ申し渡した条項の写である。ここでいう町宿とは、一般の旅籠屋
を指すのではなく、領内の村役人らが訴願等の公用で藩役所へ出向し
た際に泊まる郷宿（百姓宿）を意味している。内容は、城下に不案内な
者へは懇切に案内すること、雨天の際には雨具を用意すること、訴願・
届などの手続がわからない者には町宿が代行すること、弁当や食事は
安価に世話することなど、いわゆる村役人らに対する町宿の接遇心得
を指示したものである。藩役所がこのように町宿六軒を指定し、その
心得を取り決めたのは、おそらく藩主帰城による領内村々からの訴願
等を円滑に処理し、民政の安定を図るねらいもあつたものと思われる。
なお、江戸では地方から訴訟・裁判で出府した者の宿のことを公事
宿きじといい、宿の主人は訴状の作成、訴訟手続の代行、差紙さしがみや諸書類の
送達、訴訟の弁護など、訴訟事務を補佐することが公認されていた。